

平成30年度ふじのくに東部NPO活動センター運營業務受託者募集要項

静岡県が、多様な主体による協働の促進やNPO活動の支援を行うため設置する、ふじのくに東部NPO活動センター（以下、「活動センター」という。）の平成30年度の運營業務受託者を募集します。

1 ふじのくに東部NPO活動センターの設置目的

「ふじのくに協働の推進に向けた基本指針」（平成28年度～32年度）に基づいた施策の三本柱の推進を目的とする。

【施策の三本柱】

- ①NPOの組織運営基盤の強化
- ②多様な主体のマッチングの促進
- ③協働への参加・支援のすそ野の拡大

【センターの役割】

- ①協働、NPOに関する情報センター機能
- ②協働の推進を中心とした中間支援人材の育成
- ③市町が設置する市民活動センター（以下、「市町センター」という。）未設置地域におけるNPO活動の支援

2 受託者が行う主な業務

主に、市町センターの設置されていない伊豆地域においてNPO活動の支援を行います。

役割	主な業務
情報センター機能	・協働・NPOに関する事例等の調査 ・協働・NPOに関する情報の収集と発信 ・協働・NPO・社会貢献活動の普及啓発
人材育成機能	・中間支援業務従事者向け相談事例集の作成
市町補完機能	・市町センター未設置地域におけるNPO活動の支援 ・認定等取得の推進 ・伊豆地域における中間支援のあり方に係る調査研究
その他	・上記業務に付随する相談業務等

※詳細は、別に掲載する「運營業務委託契約書（案）」及び「運營業務委託仕様書（案）」を確認し、具体的な事業を提案してください。提案内容をもとに受託候補者と協議した上で、運營業務委託仕様書を決定します。

表1 施設の概要

名 称	ふじのくに東部NPO活動センター
所 在 地	沼津市大手町1丁目1-3 沼津商連会館ビル3階
施 設 内 容	・相談対応スペース ・情報コーナー（NPOに関する資料・文献の閲覧等） ・受託者用事務スペース など
面 積	307.09㎡

3 委託期間

委託期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間を予定しています。

4 委託契約及び委託料上限額

委託契約については、静岡県財務規則等の関係法令に基づき行います。県が支払う委託料については、原則として表2の金額を上限とします。但し、受託候補者選定後のヒアリングにより増減する場合があります。なお、委託契約の締結は、平成30年度静岡県一般会計予算の成立を条件とします。

表2 委託料上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

活動センター名	上限委託料（円）
ふじのくに東部NPO活動センター	9,100,000

6 受託者募集に関する事項

(1) スケジュール

ア 募集要項の配布

(7) 配布期間：平成30年3月5日（月）から3月22日（木）まで
初日は午前10時から 最終日は午後5時まで

(4) 配布方法：県ホームページ「ふじのくにNPO」
(<http://www.npo-fujinokuni.jp/>) からダウンロード

イ 説明会の開催

(7) 日時：平成30年3月12日（月）午前10時30分から（1時間程度）

(4) 会場：ふじのくに東部NPO活動センター
(沼津市大手町1丁目1-3 沼津商連会館ビル3階)

応募団体は、原則として、参加してください。参加者は、前日午後5時までに、参加申込書（様式7）を記入し、ファックス又は電子メールのいずれかで「13 問い合わせ及び応募書類提出先」に提出してください。なお、会場の都合により参加は1団体2名までとします。

ウ 募集に関する質問

(7) 受付期間

平成30年3月5日（月）午前10時から3月14日（水）午後5時まで

(イ) 質問方法

質問書（様式8）に質問内容を記入の上、郵便、ファックス又は電子メールのいずれかで、「13 問い合わせ及び応募書類提出先」へ受付期間内に提出してください。
※募集要項等の内容等に関する電話・口頭による質問は受け付けませんので、御了承ください。

(ウ) 回答日

平成30年3月16日（金）（予定）

(エ) 回答方法

県ホームページ「ふじのくにNPO」に掲載します。

エ 応募書類の受付

(ア) 受付期間

平成30年3月16日（金）から3月23日（金）までの平日（5日間）

各日午前8時30分から午後5時まで。ただし、最終日（3月23日）は正午までとします。

(イ) 提出方法

「13 問い合わせ及び応募書類提出先」まで、持参により提出してください。

なお、提出した書類の差し替え、不足書類の追加については、(ア)の受付期間内に限り認められます。

(2) 応募に関する事項

ア 応募資格（応募資格の確認基準日は、当該応募の日）

以下の(ア)～(カ)の全てを満たしていること。

(ア) 非営利法人又は非営利法人のみを構成員とした連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(イ) 法人（目的を同じくする設立前団体を含む。）の活動実績が、概ね1年以上あること。

(ウ) 今回の委託事業の実施が、法人の定款において可能であること。

(エ) 原則、常勤職員の雇用実績があること。

(オ) NPOの活動を支援する事業（以下、「中間支援事業」という。）の実績があること。

(カ) 労務・経理事務に精通する専従職員を確保している、又は確保する予定があること。

※1 県内に事務所又は事業所を有しない法人については、県内在住者を職員として雇用することを条件とします。

※2 コンソーシアムにあつては、構成員の一部が県内に事務所又は事業所を有することを条件とします。

イ コンソーシアムでの応募

コンソーシアムによる応募の場合は、次の事項に留意してください。

(ア) コンソーシアムの代表となる法人を定めてください。

(イ) 代表となる法人以外のものは、当該コンソーシアムの構成員として扱います。

(ウ) 単独で応募した法人は、コンソーシアム応募の構成員となることはできません。また、複数のコンソーシアムにおいて同時に構成員となることもできません。

- (エ) 中間支援事業の実績のない法人もコンソーシアムの構成員となることが可能ですが、コンソーシアムの代表となることはできません。
- (オ) コンソーシアムであっても、構成員となる法人ごとに、ア 応募資格に掲げる要件を満たす必要があります。(代表法人以外は、ア(オ)を除く。)
- (カ) 応募後の代表法人の変更及び構成員の変更(追加及び削減を含む。)は、原則として認めません。ただし、構成員の一部が(3)の欠格事項に該当することとなった場合等、特別な事情により県がやむを得ないと認め、委託事業の実施が可能であると判断した場合は、県が指示する申請書及び添付書類(以下、「申請書類」という。)の受付期間内に限り、変更することができます。

(3) 欠格事項

次のいずれかに該当する法人又は次のいずれかに該当する法人が構成員となっているコンソーシアムは、応募者となることができません。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 静岡県から指名停止措置を受けている者
- ウ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない者
- エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- カ 特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等、関係法令に違反等している者
- キ 静岡県パートナーシップ委員会ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託者選定部会(以下、「選定部会」という。)の委員と法人運営において密接な関係のある者

(4) 応募手続

応募時には、次の書類を提出してください。提出部数は原本1部、副本7部です。

- ア 平成30年度ふじのくに東部NPO活動センター等運営業務受託者応募書(様式1)
- イ 平成30年度ふじのくに東部NPO活動センター等運営業務受託者の応募に係る誓約書(様式2)
- ウ 業務実施計画書(様式3)
- エ 中間支援事業についての実績(様式4)
- オ 関係書類(コンソーシアム応募の場合は、構成員となる全ての法人のもの)
 - (ア) 法人の定款等これに類する書類
 - (イ) 法人の登記事項証明書
 - (ウ) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類(直近3年分)
 - (エ) (3)ウに該当しないこと証明する納税証明書(管轄する税務署及び静岡県財務事務所平成30年3月5日以降に発行されたもの。法人県民税及び法人事業税において、静岡県外に主たる事務所のある法人については、主たる事務所のある都道府県及び静岡県(静岡県内に事業所がある場合)のもの。)
 - (オ) 法人の役員名簿

カ コンソーシアム応募の場合は、上記書類に加え次の書類

(ア) 委任状（様式5）

(イ) コンソーシアムによる業務実施体制（様式6）

(ウ) コンソーシアム協定書の写し

(5) 留意事項

応募者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

ア 応募書類に虚偽又は不正があった場合

イ 応募書類受付期間内に所定の書類が整わなかった場合

ウ 応募書類受付期間終了後に応募書類の内容を変更した場合

エ 複数の事業計画書を提出した場合

オ 応募者若しくは応募者の代理人その他の関係者が選定部会委員等に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、応募者を有利に、又は他者を不利にするよう働きかけた場合

カ その他不正な行為があったと県が認めた場合

キ 所定の様式以外での申請が行われた場合

(6) 応募書類の取扱い

ア 著作権

応募者から提出された応募書類の著作権は、応募者に帰属します。

ただし、県は、ふじのくに東部NPO活動センター運營業務受託者選定結果の公表に必要な場合及びその他県が必要と認める場合は、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。また、業務受託者選定結果の公表に必要な範囲で、その他の応募者の応募書類の一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権等

応募書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。

ウ 応募書類の使用言語

応募書類の作成にあたっては、日本語を使用してください。

エ 応募書類の返却

原則として、応募書類は、返却しません。

オ 応募の辞退

応募書類を提出後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出してください。

(7) 応募に当たっての費用負担

応募に当たって必要となる費用は、全て応募者の負担とします。

7 受託候補者の選定に関する事項

(1) 選定部会による審査について

選定部会は、応募書類の内容について審査を行い、受託候補者を選定します。

※1 選定部会の委員は別途県ホームページ「ふじのくにNPO」において公表します。

※2 詳細は、別途、県ホームページ「ふじのくにNPO」にて公開する「平成30年度ふじのくに東部NPO活動センター運營業務受託者選定要領」にてご確認ください。

(3) 評価項目

評価項目は別表1のとおりです。

(4) 選定結果の通知及び公表

受託候補者の選定結果は、速やかに応募者に電子メール及び書面で通知するとともに県ホームページ「ふじのくにNPO」で公表します。(平成30年3月29日(木)を予定しています。)

(5) 情報の公開について

活動センターの運營業務受託候補者の選定に係る情報の公開については、別表2を参照してください。

なお、静岡県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、同条例の規定に従って、応募書類の内容が開示される場合があります。

8 受託者の決定及び契約に関する事項

県議会における関係予算の成立後、県は7において選定された受託候補者を受託者とし、ふじのくに東部NPO活動センター運營業務委託契約を締結します。

なお、契約の内容については、別添の「運營業務委託契約書(案)」を参照してください。但し、受託候補者選定後のヒアリング及び関係法令の施行等により、内容が一部変更となる場合があります。

9 事業の適正な実施に関する事項

(1) 法令等の遵守

活動センターの運営を行う上で必要な法令等を遵守してください。

(2) 業務の再委託

受託者は、第三者に対し、運營業務の全部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡することはできません。

ただし、あらかじめ書面により県の承認を受けたときは、この限りではありません。

(3) 事業報告と情報公開

月別事業報告書

毎月10日までに、下記の事項を記載した前月分の月次報告書を県へ提出してください。

なお、活動状況について、県への提出とあわせてホームページで公開してください。

また、県に提出された報告書の内容については、必要に応じ県が実地に調査し、又は必要書類の提出を求めて調査することがあります。

(ア) 業務の実施状況

(イ) その他県が必要と認める事項

(4) NPO等からの意見聴取

受託者は、運營業務の実施に当たり、NPOや市町等の意見聴取を行うとともに、NPOの活動実態等を把握し、運營業務の改善に努めてください。

(5) 規程の整備等

受託者は、下記の帳簿類を作成し、常備してください。

ア 活動状況、運營業務の実施状況等を日ごとに記録した書類(業務日誌等)

イ 経理簿

ウ 証拠書類

エ その他知事が必要と認めるもの

(6) 経理区分の明確化

受託者は、業務の実施に当たって、当該業務以外に行っている事業がある場合、その事業に関する経理と明確に区分してください。

(7) 個人情報の保護

受託者は、運營業務を実施に際し、特定個人情報（マイナンバー）を含む個人情報の取扱いについては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等関係法令、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン、静岡県個人情報保護条例等を遵守してください。

(8) 障害者差別解消法における合理的配慮

講座等の運営に際し、配慮を求める意思の表明に対し、合理的配慮に努めてください。

10 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 受託者は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、県に申し出なければなりません。

(2) 県は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができます。

ア 受託者が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと県が認めるとき。

イ 県がこの契約について不正の事実を発見したとき。

ウ 受託者が故意又は重大な過失により県に損害を与えたとき。

(3) 原状回復義務

受託者は、契約期間が満了し、又は契約書の解除等の規定により契約を解除された場合には、施設及び設備を原状に回復し、速やかに県に引き渡さなければなりません。ただし、原状を回復するに及ばないと県が認める場合は、この限りではありません。

11 業務の引継ぎについて

契約期間が終了したとき又は契約を解除されたときは、活動センターの施設を契約期間開始前の状態に復して次期受託者又は県に円滑に引き継いでください。業務を引き継ぐ際は、県に必要なデータ等を提出してください。

12 その他

この要項に掲げる一切の業務委託については、当該業務にかかる平成30年度静岡県一般会計予算の成立を条件とし、予算が成立しない場合には、その時点で審査を含む受託者選定業務一切を取りやめるものとします。

13 問い合わせ及び応募書類提出先

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課協働推進班(県庁西館6階)

電話番号 : 054-221-3726

FAX番号 : 054-221-2642 電子メール : shohi@pref.shizuoka.lg.jp